一般競争入札の実施に係る掲示
（電子入札対象案件）

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて、技術評価を行う試行業務とする。

平成31年２月15日
独立行政法人都市再生機構本社
総務部長　佐藤　剛

１　業務概要

(1)　業務名　　平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務

(2)　業務内容　主な業務内容は以下のとおりである。
①まちづくりにおける現状調査と分析
②まちづくり計画等の検討
③事業スキーム検討

(3)　履行期間　契約締結日の翌日から平成32年３月31日まで

(4)　本業務においては、申請書の提出（ただし、資料は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（提出場所に注意すること。）。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」 http://www.ur-net.go.jp/order/の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

＜紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所＞
提出期間：４(2)の競争参加資格確認申請書提出期間に同じ。
提出場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課
電話03－5323－2572
提出部数：２部（１部押印し返却します。）

(5)　履行場所　受注者の事務所

２　競争参加資格

(1)　次の①から④に掲げる全ての資格を満たしている単体企業であること。

① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

② 当機構における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している者で、「調査」の業種区分の認定を受けていること。

③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・ 契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→ 「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

(2)　平成20年度以降において受注し、完了した同種又は類似業務実績（再委託による業務の実績を含む）を1件以上有すること。

・同種業務

立地適正化計画策定済みの都市（取組み中も含む）における官民連携のまちづくり手法の検討業務

・類似業務

立地適正化計画策定済みの都市（取組み中も含む）におけるまちづくり計画・構想計画・事業スキーム等検討業務

(3)　以下の①～③に示す全ての条件を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

①下記のいずれかの資格を有するもの

・技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

□ＲＣＣＭ(シビルコンサルティングマネージャ(都市計画及び地方計画))の資格を有し、登録を行っている者

・都市計画又はまちづくり事業に関する技術的実務経験を 25 年以上有する者

②下記の実績を有するもの

平成 20 年度以降掲示日までに完了した、２（２）に示す業務について、１件以上の実績を有していること。

③恒常的な雇用関係

配置予定管理技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において恒常的

な雇用関係があるものであること。なお、前述の雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取り扱う。

(4)　設計共同体の場合は、すべての構成員が上記(1)に掲げる条件を満たし、かつ、構成員全体として上記(2)及び(3)に掲げる条件を満たす者により構成される設計共同体であって、別添「競争参加者の資格に関する公示」（平成31年２月15日付け独立行政法人都市再生機構総務部長公示）に示すところにより、独立行政法人都市再生機構総務部長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

(5)　本業務における再委託については、共通仕様書17再委託によるものとする。

３　総合評価に係る事項

(1)　総合評価の方法

１）技術提案書の内容に応じて下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎の評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

①　企業の業務実績

②　予定管理技術者の経験及び能力

③　実施方針

④　評価テーマに関する技術提案

⑤　技術評価点＝（技術評価の最高点数＝60）×（技術点／技術点の満点）

技術点＝（（①に係る評価点）＋（②に係る評価点））＋（技術提案評価点）×（⑤の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（③に係る評価点）＋（④に係る評価点）

入札参加者全員の入札価格が、調査基準価格（予定価格に10分の７を乗じて得た額）以上の場合は、上記「技術点」の算出式中「履行確実性度」を１（100％）とする。

２）価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、最高点数は 30 点とする。

価格評価点＝30×（1－入札価格／予定価格）

３）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④、⑤により得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(2)　落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の業務実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」、「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も

高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

４　入札手続等

(1)　入札説明書の交付期間及び方法

交付期間：平成31年２月15日（金）から平成31年３月25日（月）まで

交付方法：当機構ホームページからダウンロードとする。

(2)　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成31年２月15日（金）から平成31年３月１日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

提出場所:〒231-8315　神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1号　横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構都市再生部
全国まちづくり支援室　まちづくり支援課
電話：045-650-0841

提出方法：申請書は、「様式１」（押印済みのもの）をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）　にして添付し、電子入札システムにて送信すること（添付するのは「様式１」のみでよい。）。あわせて、様式１（押印済みの原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、内容を説明できる者が持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

(3)　入札の日時、場所及び方法

日時：平成31年３月25日（月）午前10時から正午まで

場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課
電話03－5323－2572
※入札書の提出場所にご注意ください。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるも

のは受け付けない。

(4)　開札の日時及び場所

日時：平成31年３月26日（火）午前11時30分

場所：上記４(3)に同じ。

(5)　本件業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

5　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金　免除

(2)　入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3)　落札者の決定方法

上記３(2)による。

(4)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、本件の競争参加資格の確認を受け、かつ、開札の時までに当該資格の認定を受けなればならない（手続方法は入札説明書参照）。

(5)　問い合わせ先

①　申請書及び資料について

独立行政法人都市再生機構本社都市再生部

全国まちづくり支援室まちづくり支援課

電話045-650-0841

②　平成29・30年度の競争参加資格について

独立行政法人都市再生機構本社総務部会計課

電話045－650－0189

(6)　詳細は入札説明書による。

以　上

別　添

競争参加者の資格に関する公示

平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成31年２月15日
独立行政法人都市再生機構　総務部長　佐藤　剛

１　業務概要

(1)　業務名称

平成 31 年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務

(2)　業務内容

1)　まちづくりにおける現状調査と分析（別途指示する６都市）

・上位計画
・地方公共団体の施策整理等
・課題分析
・権利関係整理
・都市機能誘導施設立地状況
・関係機関及び民間事業者等のニーズ調査
・まちづくり方策・事例の収集と分析

2)　まちづくり計画等の検討（別途指示する７都市）

・広域的視点も踏まえたまちづくり方策検討
・コンセプト、まちづくり計画、基本構想プラン、導入機能等の検討
・都市再生整備計画等作成
・民間事業者公募における要領等作成
・民間事業者サウンディング
・合意形成の進め方検討
・社会実験、委員会等運営支援

3)　事業スキーム検討（別途指示する３都市）

・事業スキーム検討
・概略事業フレーム等検討
・建物配置プラン検討

(3)　履行期間

契約締結日の翌日から平成 32 年３月 31 日まで

(4)　履行場所

原則として受注者の事務所

２　申請の時期

平成31年２月15日（金）から平成31年２月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法

当機構ホームページからのダウンロードによる。

(2)　申請書の提出方法

申請者は、申請書に平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務設計共同体協定書（４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により以下まで提出すること。

〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 本社 総務部会計課 契約等担当
電話：045-650-0189

(3)　申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

(1)　組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

①　すべての構成員が、次に掲げる資格を満たしている者であること。

イ　当機構における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している者で、「調査」の業種区分の認定を受けていること。

ロ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当しない者であること。

ハ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

ニ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・ 契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

②　構成員全体として、以下に示す同種又は類似業務について、平成20年度以降において受注し、完了した実績（再委託による業務の実績を含

む）を1件以上有すること。

同種業務：「立地適正化計画策定済みの都市（取組み中も含む）における官民連携のまちづくり手法の検討業務」

類似業務：「立地適正化計画策定済みの都市（取組み中も含む）におけるまちづくり計画・構想計画・事業スキーム等検討業務」

(2)　設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、別紙に示された「平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務設計共同体協定書」（以下、「共同体協定書」という。）によるものであること。

(3)　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、共同体協定書において明らかであること。

(4)　代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４(1)①イの認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４(1)①イの認定を受けていない構成員が４(1)①イの認定を受けることが必要である。また、この場合において、４(1)①イの認定を受けていない構成員が、当該業務に係る企画提案書の提出の時までに４(1)①イの認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

(1)

設計共同体の名称は「平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務設計共同体」とする。

(2)　当該業務に係る特定手続に参加するためには、企画提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「企画提案競技実施の公示」（平成31年２月15日付け独立行政法人都市再生機構総務部長公示）に示すところにより、企画提案書の提出者として選定されていなければならない。

以　上

競争参加資格審査申請書

貴機構で行われる平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構総務部長　殿

設計共同体名　平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務設計共同体

（代表者）　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
担当者氏名
電　　話
ＦＡＸ

（構成員）　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

（構成員）　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

別紙（競争参加資格確認申請時に写しを提出して下さい。）

平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等における
まちづくり支援検討等業務
設計共同体協定書

（目的）

第１条　当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

一　平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「本業務」という。）

二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当設計共同体は、平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体は、　　年　　月　　日に成立し、本業務の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

２　本業務を請け負うことができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地　　○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地　　○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　当共同体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、調査の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）
第８条　各構成員の○○業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。
○○の○○業務　○○株式会社
○○の○○業務　○○株式会社
２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。
（運営委員会）
第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。
（構成員の責任）
第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。
（取引金融機関）
第11条　当共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。
（構成員の必要経費の分配）
第12条　構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。
（共通費用の分担）
第13条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において。各構成員の分担額を決定するものとする。
（構成員の相互間の責任の分担）
第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
３　前２項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。
（権利義務の譲渡の制限）
第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。
（業務途中における構成員の脱退）
第16条　構成員は、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。
（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）
第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の

確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条　当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社他○社は、上記のとおり平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

○○株式会社　代表取締役　○○　○○　　印

○○株式会社　代表取締役　○○　○○　　印

（契約時に写しを提出して下さい。）

平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務
設計共同体協定書第８条に基づく協定書

平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務については平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務設計共同体協定書第８条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
○○の○○業務　○○株式会社　○○円
○○の○○業務　○○株式会社　○○円

○○株式会社他○社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

平成31年度地方再生コンパクトシティモデル都市等におけるまちづくり支援検討等業務
設計共同体
代表者　○○株式会社　代表取締役　○○　○○　　印
○○株式会社　代表取締役　○○　○○　　印